

平成 19 年度

決算に基づく健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、地方公共団体は、平成19年度決算から4つの健全化判断比率および公営企業会計ごとの資金不足比率を算定し、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられました。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。

健全化判断比率等について

平成19年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、**全ての指標が早期健全化基準を下回り健全段階**となっております。

区 分	豊明市の健全化判断比率	健全化判断比率		説 明
		早期健全化基準	財政再生基準	
① 実質赤字比率	- (- 6.19%)	13.05%	20.00%	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（その団体に標準的に収入される一般財源の規模）に対する比率
② 連結実質赤字比率	- (- 7.35%)	18.05%	40.00%	全会計を対象とした実質赤字額の（公営企業会計は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
③ 実質公債費比率	7.8%	25.0%	35.0%	一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金（特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てられたものなど）の標準財政規模に対する比率
④ 将来負担比率	30.1%	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
⑤ 資金不足比率 (下水道事業)	-	20.0%		公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。
資金不足比率 (農村集落家庭排水施設)	-			

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」と表示しています。
 なお、() 内の数値は黒字比率を表示しています。

<健全化判断比率等の対象範囲>

